

整理番号

			51
--	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年10月31日
支出額	11/30 12/29 百万 千 150282円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 55000*3=165000 165000+1980=166980 (按分した場合の積算方法 (振込手数料)660*3=1980 166980*0.9=150282)
使途	事務所 11月、12月、1月賃料 管理費含む
支出先	有限会社 秋谷商事 秋谷徹雄

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟		2 階 202 号室 区画番号()
	所在地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地 (登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸		
	種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月
面 積	41.42 m ²			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治活動 (松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額5,000円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所在地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社 秋谷商事	TEL 048-982-5451
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
乙・借主	氏名 松澤 正	TEL
	住所 埼玉県吉川市中野100番地3	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	円

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 秋谷 徹雄	代表者の氏名	®
	免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏名		氏名	
	登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社 秋谷商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 百万 千 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <input type="text" value=""/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="7"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="2"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="8"/> </div> 円
	※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料、駐車場 11月～1月分
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



44-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5			
		(登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	

44-3

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 []) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号 79

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 12月 21日</p> <p style="font-size: small;">(10/31・11/30)</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 10%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 10%; text-align: center;">56997</td> <td style="border: 1px solid black; width: 10%;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		56997	
百万	千	円							
	56997								

<p>使 途</p>	<p>駐車場賃貸料 30ヶ月 (10/31・11/30・12/31)</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	--	--------------------------------

領収書等貼付欄 株)松塚不動産
 横川 雅也 (21,000+110) × 30ヶ月 × 9/10 = 56,997
 (振込手数料)

1				
2	05-10-31	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
3	05-10-31	手数料	*110	
4				
5				
6				
7	05-11-30	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
8	05-11-30	手数料	*110	
9				
23	05-12-21	送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ
24	05-12-21	手数料	*110	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、領収欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

79-2



駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED] 号

車種	軽自動車・初秋	車番		色	グレー
----	---------	----	--	---	-----

契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯

担当者 [REDACTED]

5年 7月 10日

(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(乙)

〒
所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産



会社名 **横川雅也事務所**
県政調査室

電話番号 TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

整理番号 326

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年10月31日</p>	<p>支出額</p>	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">6</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	9	8	3	9	6
百万	千	円										
1	9	8										
3	9	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>7-事務所費(事務所賃借料)220,440 × 90% = 198,396</p> <p style="text-align: center;">R5.11月.12A分</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
33942	05-10-31	17:53			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥220,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認 証			
(1万円) (5千円) (1千円)		(印) (認) (証)			

※ 領 額

※ 領 額

お取引人	<p>お振込明細またはご案内</p> <p>三井住友銀行 春日部支店 普通 7128326 カ) カスカハ"ツツ"ユウタクキョウト"ウハ様</p>	電 信
お振込先	<p>ツラトキヒト セイムカット"ツツ"ムツヨ様</p> <p>電話番号 048-795-7140 取扱番号 600009</p>	

※印紙税を納付しない場合は*印で消していただきます。 →

印紙税申告納付につき消費和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

專業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白土幸仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	[] 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)	[]	
		(登記簿)	[]	
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡			
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額10,000円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼 金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	[]	
	本 数	[]	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]	
	<input type="checkbox"/>	名義人	[]
	<input type="checkbox"/>		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白立 幸仁	TEL 048-795-7140
	住所	春日部市瑞穂西 3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額	金、4,000,000円	

	A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事 務所 所在地・TE	
	商号又は名称	商号又は 名称	
	代表者の氏名	代表者の 氏名	
	免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番 号 大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	平成29年 5月27日	免許年月 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	氏	
	登録番号	登録番 () 第 号	
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL	
		主たる事務所に同じ	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号				
	1	0	5	

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>5</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>31</td><td>日</td></tr> </table> 11月30日・12月21日		5	年	10	月	31	日									
	5	年	10	月	31	日											
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>(按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月×80% = 336,000 円)</small>	百万	千									3	3	6	0	0	0
百万	千																
		3	3	6	0	0	0										
使 途	事務所賃料 (10・11・12 月分)																
支 出 先	荻プランニング																

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃貸借契約書

貸主

(以下甲という)と

借主 立石泰広

(以下乙という)と 連帯保証人

(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の一部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料


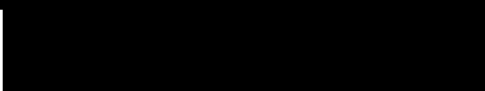
(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事
3. 賃料の振込先 
名 義 人 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号
埼玉県川口市西川口1丁目6番7号
株式会社 大槻工務店
代表取締役 大槻和彦
TEL 048-256-7311

宅地建物取引士

登録番号

号

整理番号 1107

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 10 月 31 日(11月30日・12月29日)
支出額	$87593 \times 3ヶ月 = 262779$ $262779 \times \frac{9}{10} = 236502$ <div style="float: right; text-align: right;"> 百万 千 236502円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>
使 途	家賃・共益費・馬場料(10月11月12月分)
支 出 先	(有)村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物更新賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2022年3月19日 から	2 年 - 月間
終期	2024年3月18日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円・税率 10%)	
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10%)	
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	-			
駐車料		5,093 円	(内消費税等 463 円・税率10%)	
電気・水道料		5,500 円	(内消費税等 500 円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支払時期	翌 毎月 末 日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名	[REDACTED]		口座種別 [REDACTED]
	口座番号	[REDACTED]	口座名義人・フリガナ	[REDACTED]
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

(契約の締

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円	第1条 貸
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。		
(使用目的)		
第2条 借		

(使用目的)

第2条 借

(契約期間)

第3条 本

(賃料)

第4条 借

2 1.

3 貸

ま

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
 また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
 本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2022年3月19日(共益費)

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堰2丁目2番10号
 有限会社 村田管理サービス
 氏名 代表取締役 村田 佳洋 電話番号 ()

第5条 借

2 前

3 1

借主 住所 さいたま市桜区西堰2-2-10 100号室
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

4 借

を

(保証金ま

第6条 付

連帯保証人 住所
 氏名 電話番号 ()

4

2 借

3 借

極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

4 前

い

5 付

6 付

て

す

い

い

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19084 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目 事務所所在地
 商号 株式会社 グッドステイ 号
 代表者等 益子 賢治 代表者等 (印)
 登録番号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士 (印)

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

19 日 (共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

(内部
第14

(修繕
第15

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一音
第2

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期
第2

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月前の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯
第3C)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財系
第3)

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協請
第3)

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管
第3)

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(特
第3)

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号

34

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年10月31日, 11月30日, 12月28日
支出額	<p>百万 千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>270000円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)</p>
使 途	11,12,1月分 事務所賃借料
支 出 先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び同居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
 - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用品・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとし入れるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

賃貸人 (甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パズルビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス (以下「甲」という) と 賃借人 藤井たけし事務所 (以下「乙」という) とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書 (以下「原契約」という) の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人 (甲) 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地 (住居表示)
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲）

東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙）

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称	大宮パストラルハイム
所在地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室	1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号			3	5
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 5年10月31日 <small>(11月30日, 12月28日)</small> </div>	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2400</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		3	2400
百万	千	円							
	3	2400							

使途	<p>11,12,1月分 駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3$</p>
----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 = 32,400
---------	---------------------------

別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



町田製菓株式会社

2年用

No.

領収証




番号

藤井 友樹 様

自 年 月 日
至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい。お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2023年 10月分	2023年10月3日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2023年 12月分	2023年11月30日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2024年 1月分	2023年12月28日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	

11.12.1月分 馬埦場賃借料として

整理番号			3	6
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">10</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">31</div>日, 11月30日, 12月28日 </div>
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> </div> 円 <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>
使 途	11,12,11月分 馬車場賃借料
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[Redacted]	印鑑	
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健夫		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73-1					
2	駐車場区画						
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外無断駐車厳禁		
4	賃料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納のときは無催告解除
5	期間	自	年 月 日	満	年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特約	違反のときは無催告解除	
8	解約	賃貸人	カ月前予告		解約可能		
		賃借人	/ カ月前予告				
9	保証金	金	0 円也		契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還		
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2025年10月31日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; height: 20px;"> </td> <td style="width: 33.33%; height: 20px;">135</td> <td style="width: 33.33%; height: 20px;">000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	11-12-1月分家賃
-----	-------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $(50000 \times \frac{9}{10} = 45000)$

領 収 証

諸井 様 2023年10月31日

★ 7150.000

但 11-12-1月分
上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

家賃分

コクヨ ウケ-104B

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

諸井 真英

物件表示

所在地：羽生市南7丁目18-10.
物件名称：山口店舗
構造：軽量鉄骨造スレート葺2階建
面積：1階：42.78㎡ 2階：24.60㎡のうち1階部分のみ
賃料総額：毎月金50,000円。(消費税含む)

上記の物件を賃借人(甲)として賃借人(乙)として下記条項により賃借借契約を締結する。

第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで向う3年間とする。但し、前定期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

第3条 賃借料は毎月末日までに、乙は甲又は甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減または近隣の賃借料と比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替等の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。但、甲の承諾が得られれば、現状のまま明渡すことができる。

第6条 乙は本物件に於いて異議事項として使用しそれ以外滞りてはならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 この都合により本契約を解除するときは1ヶ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対に行わないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に於き清算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、余剰のあるときはその金を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は、敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡すものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人立会いのうえ任意遺留品を売却処分し、売却金に充当して乙は異議なきこと。
(1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借物の譲渡、転貸した場合は、乙が他の債務により破産宣告、強制執行をうけた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
(2) 乙が賃料の支払いを3ヶ月以上怠った場合、本物件が消失又は大破した場合は、
(3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって管理使用しななければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しななければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

乙は本物件を明渡さなければならぬ。
件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
(2) 物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、店号等を表示又はこれに類する物を掲示若しくは搬入したとき。
(3) 物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
(4) 物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、障害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を執行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を執行したとき。

第12条 宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に支払うものとする。

第13条 本契約時に乙が支払う更新料は中途解約しても返還しない。
2. 期間満了後、更新する場合は更新後の新賃料の1ヶ月分を更新料として甲に支払う

家賃振込先
*振込み手数料は、賃借人(乙)の負担とする

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持し、取引業者は契約書2通を保管するものとする。

令和4年5月2日

賃借人(甲) 住所 []
氏名 []
電話番号 []

賃借人(乙) 住所 羽生市南7-18-10
氏名 藤井嘉泰事務所
電話番号 048-561-9666

仲介業者
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉県知事免許(第 [] 号) 第6528号
埼玉県羽生市中央5丁目3番32号
江森不動産
代表取締役 江森 康昭

宅地建物取引士
登録番号 []
氏名 []

整理番号			74
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年 10月 31日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>179388</td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		179388	
百万	千	円							
	179388								
使 途	事務所賃貸料 (令和5年11月・12月令和6年1月分) $199,320 \times 0.90 = 179,388.0$								

領収書等貼付欄 ③事務所賃貸料(令和5年11月・12月令和6年1月分) ⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 別紙明細 </div>	埼玉県議会自由民主党議員団 <table style="margin-left: auto;"> <tr><td>198,000</td></tr> <tr><td>1320 [振込手数料]</td></tr> <tr><td><u>199,320</u></td></tr> </table>	198,000	1320 [振込手数料]	<u>199,320</u>
198,000				
1320 [振込手数料]				
<u>199,320</u>				
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。) ※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。				


整理番号 74 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③事務所賃貸料(令和5年11月~12月)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56702	05-10-31	11:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

サイタマケツツキン
カツ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハ"イ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300310

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56707	05-11-30	10:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

サイタマケツツキン
カツ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハ"イ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400056

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

整理番号 74 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料(令和6年1月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
56707	05-12-26	10:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (万円) (千円) (千円)			J C 認証

お振込明細またはご案内

お依頼人 **サイタマケンツクン**
カツ
 普通 0661651
 クキミツビツツトウツヤハツハイ(カ様)
 登録番号 0001

お振込先 **タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様**







電話番号 09018170065
 取扱番号 400017

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で漏れております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1		
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所			
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。 ※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日			
	至 令和4年 4月 30日		満 1 年間	
※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。				
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告			
	賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能			
振込先				
	口座番号			
				
(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

整理番号 164 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 11 月 11 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;"></td><td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">2</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px; text-align: center;">9040</td></tr> </table>	百万	千	円		2	9040
百万	千	円							
	2	9040							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代(11月～ 1 月分)</p> <p style="text-align: center;">12,100円×3か月×8/10=29,040円</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
50641	05-11-01	09:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (印)

※領収書
※領収書
(別紙に

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 ワソカイステート(カ様)
ご依頼人	アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様
電話番号	048-962-5777
取扱番号	010001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

164 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	05-11-28	09:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		J-C認証 (硬貨)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
アソカエステート(カ様)
アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様
電話番号 048-962-5777
取扱番号 280004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号

164 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
50608	05-12-28	14:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認証
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
電信

埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フツカイステート(カ様)

アサイアキラ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 280007

印紙税申告納
付につき消和

税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 -->

2. 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 - (3)乙が次の行為を行ったとき。
 - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [REDACTED] 普通 No. [REDACTED]
 口座名義人 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 文化エステート株式会社
 氏名 代表取締役 中山 寧子
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 茂井 明
 電話 048-962-5227

整理番号 58

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 ⑩: 交通費</p>
--	--

支出年月日	23 年 11 月 09 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">611</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	0	611	200
百万	千	円							
0	611	200							

使途	<p>車駐車場代と12 (11/19-1日) (11/19-2日) (平略内)</p> <p style="text-align: right;">¥14000 × 0.8 = ¥11200</p>
----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

入出金明細

詳細

取引日 2023/11/09

入出金 -14,000 円 【振込手数料】

残高 XXXXXXXXXX

※※※ 内容 三菱UFJ銀行 XXXXXXXXXX 普通預金 [] すること。

(依頼人 XXXXXXXXXX)

名: モリ イクマ 振込予定日: 2023年11月09日 管理番号: XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月 XXXXXXXXXX 一覽へ戻る れたか分かるような記載、

④発行者、⑤宛名が記載 こと。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

58-1

駐車場賃借契約書 (自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	第	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)記条項を双方承認の上契

第1条 賃借借契約 5年 6月 6日より 6月 5日迄/ケ年とする。賃し期間満了の場合、延長のれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の車に場内その他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐草場又はその設備や駐草場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は/ケ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 5年 6月 6日

貸主(甲) 住 所 名 住 所 名
 借主(乙) 住 所 名 住 所 名

森 伊 久 磨
 048-708-2095

5A-2

駐車場賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地	第 [] 号
車種及びナンバー	[]	[]
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承認の上契約を締結する。

第1条 賃借期間 [] 年 [] 月 [] 日 から [] 年 [] 月 [] 日 までとする。賃し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

[] 年 10月 10日

貸主(甲) 住所 []

借主(乙) 住所 []

氏名 []

氏名 []

印 []

印 []

04A-708-2075

整理番号	105
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	5年 11月 15日	支出額	百万 千 円 4356
使 途	10月分事業ゴミ処理代	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
57248	05-11-15	15:42
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (優 貨)		
色 百 十 円		

お振込明細またはご案内

お受取人
カメラリツキ
ミサト
普通 0178856
1) ネモトセイソク様
登録番号 0002
アイサ ツガイイチロウ セイムカツウツリ様

ご依頼人
電話番号 []
取扱番号 500003

印紙税申告納
付に付添和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

埼玉県議会自由民主党議員団

逢澤 三郎

別紙明細

[振込手数料]

しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 105 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

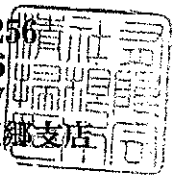
請求書 No. 105 - 2

(発行日 5 年 11 月 5 日)

有限会社 **根本清掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856

登録番号 : T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5 年 10 月 31 日締切分) PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
51031	502	ゴミ処理代基本料10月分	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			<御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額:	4,000)			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			400
		10% 分 (4,000)			400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2023 年 11 月 15 日 NO. _____

¥ 4,400 -

但し10月分事業ごみ代! 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-(10%)

現金 _____

小切手 _____

屎尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 屎尿浄化槽清

有限会社 **根本清掃**

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目2
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入
印 紙

係

● J104953

T9030002049553

整理番号 146

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	05 年 11 月 16 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敦慎一事務所様
 埼玉県東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンジョブ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 05年11月16日 次回訪問日 01月11日 C木 00999 8W

T6030002082557

商 品 名	契約数	納品数	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正額
				数量	金額	納品数	金額	
*WH1H 吸塵・吸水マットグレー SLA	2	2	1276	2	2552			
10%合計					2,552			内消費税 (232)

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	(10%) 2,552	232	2,552

() 伝票 NO.0001081859

発行日

記 帳 者 名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号

147-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年 11月 17日																				
支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)	百万	千											6	4	0	0	0	0		
百万	千																				
		6	4	0	0	0	0														
使 途	12月分事務所賃借料																				
支 出 先																					

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1 階 NO3 号室
所在地（住居表示）	埼玉県東3丁目1番18号
構造・規模	鉄骨造埋込メッキ半鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分）	
電気設備かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和7年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円

賃料等の支払方法

支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う

支払方法 振込 現金

振込先金融機関名 口座種別

支店名 支店名

口座番号 口座名義人・フリガナ

振込手数料負担者 借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

147-2

(5) 貸主

貸主 氏名		電話	
住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者

住所	
氏名	

(6) 連帯保証の程度額

程度額 円

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称		電話	
所在地			
家賃債務保証業者登録制度登録番号		国土交通大臣 指 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 有 無

更新料の金額 新賃料の ヶ月分 円

契約更新時の更新料はないものとし、但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に限り掛かります。クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこととなります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は退去までの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人兼（記）名押印の上、各自その1通を保有する。

貸主（住所）

（氏名）

（電話番号）

借主（住所）

（氏名） 中屋敷 慎一

（電話番号）

連帯保証人（住所）

（氏名）

（電話番号）

当地建物取引業者・当地建物取引士

（この契約書は当地建物取引業法第37条に定められている書面を添えています）

整理番号 148

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	0 5 年 1 1 月 1 7 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				3	5	2
			3	5	2				

使 途	<p>12月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 REGIO

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38041	05-11-17	13:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
IC認証		

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0014

サイタマケンキ カイキ イン ナカヤツキ リ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400022

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消えています。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0060

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 11 月 19 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	9	135	000
百万	千	円							
9	135	000							

使 途	<p style="font-size: large;">政務活動事務所食費12月分</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

$$150000 \times 0.9 = 135000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了

0060-2

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/11/19
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	関ヶ原支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

閉じる

Copyright - SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

0060-3

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3年 月間
終期	2026年7月11日まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額 150,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
	円	円
礼金	0 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市的場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額 0060-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	--------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市的場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 邦夫 電話番号 090 (2569) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
 取引態様 貸主 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 9359 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県川越市的場 事務所所在地
 商号 株式会社 秀拓 商号
 代表者等 米原 恭淳 代表者等
 登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 [Redacted] 宅地建物取引士

整理番号 103

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">5年11月20日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">346</p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>385 × 0.9 = 346.5</p>
<p>使 途</p> <p>備品(レンタルマット)</p>	<p>政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため</p>	

領収書等貼付欄

領収書

2023年11月20日 12:17 No.2264858

様
新井一徳県政調査事務所
お問合せ番号 XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81
TEL:048-594-1600
契約日付: 20110326
配達日付: 20231120
順番: 011-00
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオマンマツト@350 ¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0364
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105

営業担当 XXXXXXXXXX
配達担当 XXXXXXXXXX
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			62
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年 11月 20日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>176</td> <td>000</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	4	176	000
百万	千	円							
4	176	000							

使 途	事務所家賃(11月分) $¥220000 \times 0.8 = ¥176000$
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
入出金明細	
詳細	
取引日	2023/11/20
入出金	-220,000 円
残高	[] <small>【込手数料】</small>
※内容	武蔵野銀行 [] 普通預金 [] [] (依頼人) [] 名: モリ イクマ 振込予定日: 2023 年11月20日 管理番号 []
一覽へ戻る	
※領収書等には、①年月日 [] (たか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(印刷記載のない場合は、赤字に備記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

62-1

事業用建物賃貸借契約書

貸主 伊久磨 (以下「甲」という)と借主 伊久磨 (以下「乙」という)との間で、本事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と借主伊久磨(以下「丙」という)は、同契約の締結とお並びて、貸主について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1階	
所在地	(住居地域) 建田市本町3866番地8 (住居地域) 埼玉県建田市本町3-12			
種類	事務所	家屋番号	3866番8	
	木造	/		
面積	専有	37.41㎡ (約)	11.31㎡ (約)	
	バルコニー	㎡ (約)		
物件の所有者	(住所)	[住所] [氏名]		
使用目的	事務所	事務所	事務所	
	賃料	月額 220,000円(うち消費税 20,000円)	敷金	(賃料の2ヶ月分) 0円
	管理費	月額 円(うち消費税 円)	金	(賃料の1ヶ月分) 200,000円
	共益費	月額 円(うち消費税 円)	れ	(賃料の) 0円
	駐車場料	月額 円(うち消費税 円)		(その他) 円
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 円
	雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0円
	保険料	月額 18,500円(うち消費税 円)		(うち消費税) 円
	保証料	円		
	保証金		更新手数料	新賃料の 0.5ヶ月分 (別途消費税)
敷金・保証金の返還時期	本物件の引渡し後			
保証金の取扱	・連物引渡しの時に (総額) 円 (うち消費税) 円			
	(その他) (円)			
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 迄の2年09月01日間の間			
借主の特約権	契約の効力は、借主が契約の申込みをした日から 2ヶ月の経過をもって発生する。 (借料分は、借料時から10日以内に引渡しなければならぬ。)			
賃料・管理費・共益費・駐車場及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	納入先	[住所] [氏名] (銀行口座名義人)		
	口座名義人	[住所] [氏名] (銀行口座名義人)		
	口座引落	委託会社名 [住所] [氏名] 振込金額合計 220,000円		
	当月分を当月 20日 日迄に支払うものとする。 振込みの場合は、20日までに当月分の入金が確認できるものとする。			

図番	付属施設			
①	新築	No.	No.	No.
②	貸す	No.	No.	No.
③	鍵一覽	No.	No.	No.
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日		2023年10月01日		
		ポストボックス		

※更新時、更新手続をとること。更新手続手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借主人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損壊と認め難い故意・過失による破損、汚損・汚損箇所(タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む)を修繕する等の原状回復措置を怠らなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコンは貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本署
 令和5年 9月26日

住 所	〒 [住所]	貸 主 ・ 甲	〒 [住所]	借 主 ・ 乙
電 話 番 号	[電話番号]		[電話番号]	
氏 名	[氏名]		孫伊久磨	
乙の連帯保証人、		〒 [住所]	〒 [住所]	
	(住所)	[氏名]	(住所)	[氏名]
	(乙との関係)	(電話番号)	(乙との関係)	(電話番号)
	(勤務先)	(勤務先)	(勤務先)	(種別)
	(種別)		(種別)	

(緊急時の連絡先)	〒 [住所]	(電話番号)	(その他の関係)
貸主	[氏名]	[電話番号]	[その他の関係]
代表者	田部井 雅人	[住所]	[電話番号]
貸主 伊久磨 伊久磨 伊久磨 伊久磨		伊久磨 伊久磨 伊久磨 伊久磨	
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号
主たる事務所	埼玉県建田市本町3-8	主たる事務所	埼玉県建田市本町3-8
所 在 地	日信土地株式会社	所 在 地	日信土地株式会社
代表者	田部井 雅人	代表者	[氏名]
登録番号	[登録番号]	登録番号	[登録番号]
氏 名	[氏名]	氏 名	[氏名]
事務所名	日信土地株式会社	事務所名	日信土地株式会社
所在地	埼玉県建田市本町3-8	所在地	埼玉県建田市本町3-8
電 話 番 号	048-768-2550	電 話 番 号	048-768-2550

整理番号 1110

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 11 月 24 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">政務活動事務所賃料(12月分)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が$\frac{9}{10}$以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	* * * * *
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56703	05-11-24	14:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

55,000

55,000

(振込手数料)

お振込明細またはご案内	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>登録番号 0002</p> <p>チハ タツヤ様</p> <p>電話番号 [REDACTED]</p> <p>取扱番号 240001</p>
お受取人	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div>
ご依頼人	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div>

印紙税申告納付につき清和税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額(千円未満は省略)、③金額(千円未満は省略)の記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること、印紙税が納付された場合は、示白に備記すること。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

子葉 遠也

整理番号	1	6	6
------	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>11</td> <td>月</td> <td>24</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	11	月	24	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円		27	000
5	年	11	月	24	日										
百万	千	円													
	27	000													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃(12月分) $30,000 \times 0.90 = 27,000.0$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃(12月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
56502	05-11-24	11:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書は、重ねて貼付し
※ 領収書を貼るスペースが
（別紙にも整理番号(枝番)

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0002

カキヌマタカツセイムカット ユツ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 240001

印紙税申告納
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を差付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	1	6	7
------	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>11</td> <td>月</td> <td>24</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	11	月	24	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>500</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	500
5	年	11	月	24	日										
百万	千	円													
	4	500													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(12月分) $5,000 \times 0.90 = 4,500.0$
-----	---

領収書等貼付欄 ③ 駐車場代(12月分) ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団 ※領収書は、重ねて貼付しな ※領収書を貼るスペースが足 (別紙にも整理番号(枝番))	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 </td> </tr> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>56502</td> <td>05-11-24</td> <td>11:26</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥5,000</td> <td>¥110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>C認証 (使 済)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込明細書は、この案内</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="2">登録番号 0003</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2">カキマタカツセイムカツトウツムツヨ様</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="2">印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済</td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td>240002</td> <td>※印紙税を納付し、印は消してあります。 →</td> </tr> </table>	キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			取引銀行	取引店	口座番号	0017		***	取扱店	お取引日	時刻	56502	05-11-24	11:26	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥5,000	¥110	お取引後の残高(円)		おつり	お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (使 済)	お振込明細書は、この案内			お受取人	登録番号 0003		ご依頼人	カキマタカツセイムカツトウツムツヨ様		電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済		取扱番号	240002	※印紙税を納付し、印は消してあります。 →
キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。																																											
取引銀行	取引店	口座番号																																									
0017		***																																									
取扱店	お取引日	時刻																																									
56502	05-11-24	11:26																																									
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																									
振込	¥5,000	¥110																																									
お取引後の残高(円)		おつり																																									
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (使 済)																																									
お振込明細書は、この案内																																											
お受取人	登録番号 0003																																										
ご依頼人	カキマタカツセイムカツトウツムツヨ様																																										
電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済																																										
取扱番号	240002	※印紙税を納付し、印は消してあります。 →																																									

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

167

契約期間は過ぎていますが自動更新にしております

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限： 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金： [] 口座番号 [] 口座名義人 [] 振込手数料負担者：借主
	3. 持参	持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣 () 第 () 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号 []) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

(契約
第7条

場合は
2 前項
おいて
3 乙は
4 本場
損害か

宅地建物 取引業者	商号(名称)	備TLC 行田中央店	代表者	北川・直樹
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32	048-553-3030	
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号		
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(備)TLC		

※印は実印

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本目下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号	1	0	9
------	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 11月 27日	支出額	百万 千 円 61,200
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所・駐車場・賃借料 令和5年12月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$
-----	-------------------------	---

領収書等貼付欄	逢澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団 ※ 69,100 - 1,100 = 68,000 ↳ (自己負担分: 7110:7777)
---------	---

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引 残高
1				
2				
3				
4				
5	05-11-27 .家賃	*69,100	家賃等	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

支出元 5.11.27 N) 7110:7777

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
		逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 達澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
 名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円(更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1 ヶ月分、消費税等別途)
更新事務手数料	0 円(消費税等別途)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円(消費税等別途)
--------	-----------------

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

敷金	①原契約終了時の残存金額	②更新時の返還金額	③更新時の追加交付金額	④更新時の合計預り金額
	5,000 円	0 円	0 円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃貸人 住所 _____
 氏名 _____

賃借人 住所 [REDACTED]
 氏名 達澤 圭一郎
 自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-822-2111

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]
 自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]
 勤務先名称 _____ 勤務先電話番号 _____

<本件自動車>

車種	軽自動車・小型自動車・ <u>普通自動車</u>	登録番号	[REDACTED]		
メーカー名	<u>ホンダ</u>	車名	<u>ステップワゴン</u>	色	<u>白</u>

<賃借住宅>

名称	<u>加藤コーポラス</u>	部屋番号	<u>101</u>
----	----------------	------	------------

整理番号 1316

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	15 年 11 月 28 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 9900円 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法) $11,000 \times 0.9 = 9,900$</p>
使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">事務所ガードシステム費</p>
支 出 先	<p style="font-size: large; text-align: center;">統合警備保障株式会社 埼玉西支社</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 11月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20231004009238

請求書作成年月日 2023年 10月 04日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目 第二ビル7階

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



前回ご請求額	ご入金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001 2023/12月度A.I.S.O.Kカードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%	
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				10,000	1,000	11,000
				今回ご請求金額		

整理番号 132

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 5年 11月 29日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">104,996</p>
--------------	--	------------	---

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>建物賃借料(事務所12月分家賃料と駐車場代)</p> <p style="text-align: right;">$116,440 \times 0.9 = 104,996$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	***XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38051	05-11-29	13:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
お振込明細またはご案内		電 信

お受取人	XXXXXXXXXX
ご依頼人	カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様
電話番号	XXXXXXXXXX
取扱番号	400060
*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →	
印紙税申告納付につき消和税務書承認済	

埼玉県議会自由民主党議員団

事務所12月分
家賃料 110,000円
駐車場代 6,000円

別紙明細

440円 [振込手数料]

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③便速(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社(以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大間事務所			1-2 階	
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種類	事務所	家屋番号	798番3		
	構造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
面積	専有(壁芯)	73.44 m ²	(約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ²	
	バルコニー	m ²	(約 坪)		(約 坪)	
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
使用目的	事務所					
頭書(2) 賃借条件	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	管理費	月額 円(うち消費税 円)		(金額) 220,000 円		
	共益費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	駐車料	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権利金	(総額) 円		
	雑費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 円		
	保険料	総額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 円		
	保証料	円		(うち消費税) 円		
	保証金	円(3.3m ² 当たり)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後 (別途消費税)				
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に捕獲しなければならない。)			
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヶ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参先	(住所) [Redacted] (氏名) [Redacted]				
	振込先	[Redacted]	口座No.	[Redacted]	振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円	
	口座名義人	[Redacted]	口座引落 委託会社名			
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。					

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	■■■■■
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

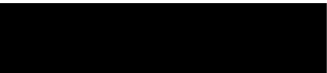
付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号 140

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 11 月 30 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	21	896
百万	千	円							
1	21	896							
使 途	<p>事務所賃借(12月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>								

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
39807	05-11-30	09:50	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	

※領収
※領収
(別紙)

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマゲソソソキン
サカト
普通 8289798
ファイブイステート(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
オカワタラシ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400456

印紙税申告納
付につき消和
税務署承認済

〔振込手数料〕
=

用すること。

※領収書等には、①年月日、(金) ②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。
出されたか分かるような記載すること。)

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

Table with 2 columns: 免許番号, 免許年月, 主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者, 説明をする宅地建物取引士氏名, 業務に従事する埼玉県坂戸市八幡2-3-2, 事務所の所在地・商号・名称, 取引態様, 消費税, 課税業者

Table with 2 columns: 物件の表示, 所在地, 名称, 種類, 構造, 築年, 築月, 床面積, 交通, 貸主, 管理の委託先

Table with 2 columns: 所有名義人氏名, 住所, 甲区所有権にかかる権利に関する事項, 乙区所有権以外の権利に関する事項の概要

Table with 2 columns: 水道, 電気, ガス, 排水, 台所専用, トイレ専用, 浴室, 浴槽

4. 法令に基づき制限の概要(●)有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
⑥当該建物が造成地防災区域内か否か
⑦当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスペストの調査に関して(やっていません)
9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)
10. 契約の種類及び期間
普通賃貸借
令和4年2月12日 から 令和7年2月11日迄(3年間)

Table with 2 columns: 賃料, 管理費, 支払時期・方法, 礼金, 敷金, 更新に関する事項, 敷金等の積算に関する事項, 用途制限, 利用制限

13. 契約の解除に関する事項
(1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
(2)借主が賃料及び利益敷等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなさらなるとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の履行や、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

Table with 2 columns: 14. 建物完成時の形状・構造等, 15. 支払金または預かり金の保全措置の概要, 16. 金銭貸借のあつせん, 17. 供託所等に關する説明, 18. 備考

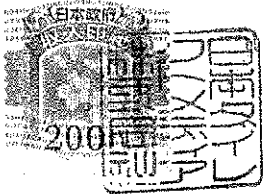
以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました
令和4年2月12日
(印)直志 氏名
住所

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="4"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="0000"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="00"/></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	<input type="text" value="4"/>	<input type="text" value="0000"/>	<input type="text" value="00"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="4"/>	<input type="text" value="0000"/>	<input type="text" value="00"/>							
使 途	政務事務所費 26年12月分 政務活動に使用する割合が1/10以上であるため $50000 \times \frac{5}{10} = 40000$								



関根信明様

領収書

領収日 2023-11-30
 領収書番号 REC-0000000009
 登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
 高橋 満広
 331-0823
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2023年12月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2023年12月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

整理番号 96 - 1

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 12 月 8 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">74646</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		74646	
百万	千	円							
	74646								

使 途 **事務所賃貸契約更新料** (82,500+440) × 0.9 = 74,646
 (R6.1.15 ~ R9.1.14) × 政務活動費の

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団 **割合が9割のため**

支払先 (株)コスモ

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	***
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-12-08	10:06	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥92,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5万円)	(1万円)	(印)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 **電信**

おカワクチツツキン

受取人 **普通 0810281**

か)コスモ様

登録番号 0007

ススキマサト セイムカツト ウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300012

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

手細

合は、別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

96-2

2023年 11月 23日

契約更新のご案内

- ◆ 物件名 成田貸事務所
- ◆ 部屋番号 _____
- ◆ お名前 鈴木 正人 様
- ◆ 新家賃 75,000 円
- ◆ 新共益費 _____ 円
- ◆ 新駐車料 _____ 円
- ◆ 契約期間 2024年 1月 15日~2027年 1月14日

上記契約内容の契約書2通をお送り致しますので必要事項をご記入していただき、弊社宛にお送りのうえ、下記費用をお振込み下さい。

- ① 更新事務手数料 82,500円
- ② 敷金差額 _____ 円
- ③ XXXXXXXXXX 円
- ④ 保証保険料 _____ 円

振込み金額合計 ⇒ 92,500円

振込み先 川口信用金庫 志木支店

普通 口座NO 0810281

口座名義人 株式会社 コスモ

代表取締役 菊地 崇

* 家賃遅滞がある場合は更新出来ませんのでご了承下さい。

手続きの都合上2023年 12月 22日までに上記金額をお振込みのうえ必要書類を弊社宛にお送り下さい。

又、ご退去の予定がある方は契約の必要がありませんので1ヶ月前までにご連絡下さい。

新座市新座3-4-41

株式会社 コスモ

TEL 048-480-3500

整理番号 0207

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 1 2 月 1 8 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所賃料 10月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $60000 \times 0.9 = 54000$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

③ 事務所賃料

⑤

埼玉県議会自由民主党議員団

※ 領収書は、
※ 領収書を貼
(別紙にも)

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。
●お取引金額をお確かめください。
●お取引後残高の金額確認に「印」がある場合はお振込残高を表示します。

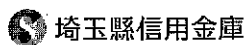
お 取 扱 日	取 扱 店 番 号	取 扱 番 号
5-12-18	092 41	1828
全 銀 機 関 コー ド	口 座 番 号	
12500	*****	
万円	5千円	2千円
千円	500円	100円
50円	10円	5円
1円		

お 取 引 内 容	お 取 引 金 額
お引き出し	¥60,000
取 扱 時 間	受 付 番 号
18:31	0010
お 取 引 後 残 高	

この案内またはお振込内容
振込手数料 ¥0 手数料 ¥0
埼玉県信用金庫
小川支店
普通預金 6203661
ユ) ハンモトジ ムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896
ゴクホ ケンイチセイムカット ヲジ ムシヨ 様

《さいしん》からのご案内 裏面をご覧ください



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支払われたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

0207-1

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階	
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1	
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造瓦葺メッキ鋼板葺3階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

取組活動事務所

(P) 岩合 合 記

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年 6 月 1 日 から	8 年 月間
終期	令和6年 5 月 31 日 まで	

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		なし		
礼金		円		円
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名			口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0498 (72) 8392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石畑井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 氏 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 〒 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 〒 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 17828 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚

事務所所在地

商号 東豊不動産 有限会社

商号

代表者等 仲川 千鶴子

代表者等

登録番号 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士

整理番号 1119

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 12 月 19 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	3		5	6
百万	千	円										
	4	3										
	5	6										

使 途	<p>11月分事業工三代理代</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$4,400 \times 0.9 = 3,960$</p> <p style="text-align: right;">$440 \times 0.9 = 396$</p>	
-----	--	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	05-12-19	15:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
5	5	5
お振込明細またはご案内		電信
お受取人		
カメラリツキツ		
ミサト		
普通 0178856		
1) ネモトセイウ様		
登録番号 0002		
お送付人		
アイサ ワケイチロウ セイムカット ウツ 様		
電話番号		印紙税申告納
取扱番号 400086		付いたき清和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

埼玉県議会自由民主党議員団

逢澤 圭一郎

別紙明細

¥440

[振込手数料]

ないこと。
 足りない場合は、別紙を使用すること。
 (番号)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 119 - 2

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請 求 書

(発行日 5 年 12 月 4 日) No. _____

有限会社 **根 本 清 掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856

登録番号 : T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5 年 11 月 30 日締切分) PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
■	■	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	全 額
	294	ゴミ処理代基本料11月分 《逢澤 圭一郎 事務所 様》	1	台	4,000	4,000
					<御買上額: [御入金額: ■]	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		10% 分 ()				400
		【御入金額合計】				■
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2023 年 12 月 19 日

¥ 4,400 -

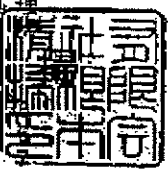
但し11月分專業ご回収付! 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-(10%)

現金 _____

小切手 _____

尿尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 尿尿浄化槽清掃
 有限会社 **根 本 清 掃**
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入 印 紙

保

T9030002049553

整理番号 0063

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 12 月 19 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">¥</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">099</td> </tr> </table>	百万	千	円	¥	135	099
百万	千	円							
¥	135	099							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>政務本部事務所家賃1月分 税込料110円</p>
-----	---------------------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため

$$150110 \times 0.9 = 135099$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(後番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了 0063-2

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/12/19
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

閉じる

Copyright - SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

建物質貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

0063-3

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3年 月間	
終期	2026年7月11日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円・税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円・税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金	0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名				口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市的場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

0063-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市の場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市の場新町	事務所所在地
商号 株式会社 秀拓	商号
代表者等 米原 恭淳	代表者等
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士

整理番号

1167-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	05年 12月 21日															
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千								6	4	0	0	0	円
百万	千															
		6	4	0	0	0	円									
使途	1月分事務所賃借料															
支出先	XXXXXXXXXX															

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田商事勤務所 1 階 NO3 号室
所在地（住居表示）	福島県福島市東3丁目1番18号
構造・規模	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1 階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房機、駐車場スペース(2台分)電気給湯かし器 1 個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月 0 日 間
終期	令和7年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主にに対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込) 面積80,000円・税率 %)	
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)	
保証金 (敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分	
保証金 (敷金) の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。	
築財保険	40,000円 3 年加入	
礼金	0円	
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先(金融機関名)	口座種別
	・支店名	
	口座番号	口座名義人
		・フリガナ
	振込手数料負担者	借主
		持参先

築財保険は借家人借費負担付きに3年加入、保険金額は事故の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

167-2

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話番号
----	----	----	------

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	氏名
--------	----	----

(6) 連帯保証の極度額	円
--------------	---

(7) 家賃債務保証業者	前号または名称	電話番号
家賃債務保証業者	所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (<input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無)	更新料の金額	更新料の ヶ月分	円
---	--------	----------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の経費作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に限り取り扱います。クリーニング工事費用の場合は敷金を敷金より少ない金額の場合は敷金を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとします。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下回貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (印) 名押印の上、各自その1通を保管する。

貸主 (住所)	令和 4 年 7 月 12 日
(氏名)	

借主 (住所)	
(氏名)	中屋敷 慎一 (電話番号)

連帯保証人 (住所)	
(氏名)	
(極度額)	円
(電話番号)	

本号建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第3条に定められている書面を兼ねています)

整理番号

	1	6	8
--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 日	0	5	1	2	2	1	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
0	5														
1	2														
2	1														
百万	千	円													
		352													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>1月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。 ATM

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38005	05-12-21	12:41	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)
円	千	千	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0006

サイタマケンキ カイキ イン ナカヤツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400037

印紙税申告納付済済済
税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 66

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 5年 <input type="text"/> 12月 <input type="text"/> 22日	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> 176000
*政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 事務所家賃612(12月分)
 $¥220000 \times 0.8 = ¥176000$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

< **入出金明細** >

詳細

取引日 2023/12/22

入出金 -220,000 円 [振込手数料]

残高

※※ 内容 武蔵野銀行 普通預金 すること。
 (依頼人
 名: モリ イクマ 振込予定日: 2023
 年12月22日 管理番号:

※領収書等には、①年月 一覧へ戻る (れたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載 。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

66-1

事業用建物賃貸借契約書

(以下「甲」という)は、業主 森 伊久磨

貸主 [乙] (という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約の対象のおとりで、貸主について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1階	
所在地	(登記簿) 埼玉県蓮田市本町3-12 (住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12			
種類	事務所	家庭番号	3866番8	
構造	木造			
面積	専有 37.41㎡ (約)	11.31㎡ (約)	その他使用可能な面積 (約)	1 階建
物件の所有者	(住所) [住所]	(氏名)	事務所	
使用目的	事務所			
賃料	月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)	敷金 (金類)	0 円	
管理費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	1ヵ月分 200,000 円	
駐車場料	月額 円(うち消費税 円)	更新料	0 円	
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新料	0 円	
雑費	月額 円(うち消費税 円)	更新料	0 円	
保険料	月額 18,500 円(うち消費税 円)	更新料	0 円	
保証料	円	更新料	0 円	
保証金	円(3ヵ月当たり)	更新料	0.5ヵ月分	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			
保証金の償却	本物件の明渡し後			
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 迄の2年0ヵ月0日	更新時期	2ヵ月の経過をもって発生する。	
借主の特約権	賃料・管理費・雑費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法を並びに支払期限			
借主の特約権	賃料・管理費・雑費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法を並びに支払期限			
借主の特約権	賃料・管理費・雑費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法を並びに支払期限			

新規	No.	No.	No.
貸主	No.	No.	No.
借主	No.	No.	No.
保証人	No.	No.	No.

契約の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日

ポストボックス

本契約の締結を証する為本書を、甲乙丙各々が1通を保有する。

令和5年9月26日

住所	〒 [住所]	借主・甲	住所	〒 [住所]	借主・乙
電話番号	[電話番号]		電話番号	[電話番号]	
氏名	[氏名]		氏名	森 伊久磨	
この連帯保証人・丙	(住所) [住所] (氏名) [氏名] (乙との関係) [関係] (電話番号) [電話番号] (勤務先) [勤務先] (保証額) [保証額]		(住所) [住所] (氏名) [氏名] (乙との関係) [関係] (電話番号) [電話番号] (勤務先) [勤務先] (保証額) [保証額]		
保証期間	[期間]		[期間]		
緊急時の連絡先	〒 [住所] (氏名) [氏名] (電話番号) [電話番号]		〒 [住所] (氏名) [氏名] (電話番号) [電話番号]		
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号		免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8		主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	
商号	日信土地株式会社		商号	日信土地株式会社	
代表者	田部井 穂人		代表者	[氏名]	
登録番号	[登録番号]		登録番号	[登録番号]	
氏名	[氏名]		氏名	[氏名]	
事務所所在地	埼玉県蓮田市本町3-8		事務所所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	
電話番号	048-768-2550		電話番号	048-768-2550	

整理番号 64 - 1

ちようふか
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経費的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 12 月 22 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">640</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を支出した金額を前記</p>	百万	千	円		35	640
百万	千	円							
	35	640							

使途	<p>来客等駐車場賃借料 3ヶ月分(10~12月) 2台分</p> <p style="text-align: center;">$6600円 \times 2台 \times 3ヶ月 = 39,600円$</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $39,600 \times \frac{9}{10} = 35,640$</p>
----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

領 収 書

No. 発行日 令和5年12月22日

渡辺 聡一郎 様

下記、正に領収いたしました。

金額： **¥39,600-**

但 駐車料金 3ヶ月分 (10~12月)
(@6,600円 × 2台 × 3ヶ月) として

印

電話 XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような補記)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※複分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 [] [] [] [] 64 - [] 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。
埼玉県議会自由民主党議員団

新白岡駅東口 [] パーキング契約書

賃貸人	[]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 聡一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 []	
名称	斉藤 勲・パーキング	番号 []
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	707ウス []	他1台
賃料振込先	[] 口座名義 []	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日 から 2025年6月末日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払う
ものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が
不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為 (アイドリング等) をすること。
6. 違法車両 (改造車) の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

整理番号 64 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。
埼玉県議会自由民主党議員団

新白岡駅東口 パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所
氏名
電話 FAX

賃借人(乙) 住所
氏名 渡辺 聡一郎
電話 携帯

整理番号 1 5 2

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small></p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5 年 12 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場賃借料(3台分)</p> <p style="font-size: large; text-align: right;">$18,000 \times 0.9 = 16,200$</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: large;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">小川たけし事務所様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">2023年12月24日</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">★18,000 -</p> <p style="margin-top: 10px;">但 1月分</p> <p style="margin-top: 10px;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>	
<p>※領収書は、()に記すこと。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号 1 2 2

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 12月 25日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>4 9 5 0 0</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使途</p>	<p>政務活動事務所賃料(1月分)</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----------	---	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
56703	05-12-25	14:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬 幣 認 証
円 千 円		円 円

55,000
0 [振込手数料]
55,000

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

子ハ タツヤ様

お依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

を使用すること。

※領収書等には、①年月日、
者、⑤宛名が記載されて

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

支出されたか分かるような記載)、④発行
.)。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也



整理番号 153

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 12 月 25 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">121</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">896</td> </tr> </table>	百万	千	円		121	896
百万	千	円							
	121	896							
使 途	<p>事務所賃借(1月分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">(135,000 + 440) × 0.9 = 121,896</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
39842	05-12-25	10:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引額金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	印
円	円	円	円

[振込手数料]

※領収書(別)

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマゲンソッキン
サガト
普通 8289798
ファイフイステート(カ様
登録番号 0005

ご依頼人

オカワタツ シェイムカットウツムソコ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400248

印紙税申告納付につき消和
税務署承認済

ご利用すること。

※領収書等には、①年月日、②発行額、③領収者、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

出されたか分かるような記載

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・ 代表取締役 伊藤	業務に従事する 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエース・ 事務所の所在地 商号・名称 TEL 049-288-1101	取引態様
	TEL049-288-1101		媒介
			消費税込
			課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
間取	店舗
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主	氏名: 住所:
管理の委託先	ファイブエース・株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL.049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名: 住所:
甲区	所有権にかかる権利に関する事項 無
乙区	所有権以外の権利に関する事項 有
	抵当権

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス台	無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(壊置物扱い)		

※店舗内の物は全て添置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②都市基盤整備法 ③流通業都市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建物が造成宅地防災区域内か否か
- ⑦当該建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスペストの調査に関して(やっていない)
- 9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)
- 10. 契約の種類及び期間
種類 普通賃貸借
期間 令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)

11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不当相当)
敷金等の清算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(糊塗や不具合の放電・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	

13. 契約の解除に関する事項

- ①借主は、貸主に對し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- ②借主は賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 請じない
16. 金銭貸借の有無	無
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 所屬地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉県本部 弁済業務保証金の供託所 東京港務局
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うこととなります。

令和4年2月12日

氏名 小川 直志

住所

整理番号	1	8	8
------	---	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	5年 12月 25日	支出額	百万 千 円 4 5 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代(1月分) $5,000 \times 0.90 = 4,500.0$
-----	--

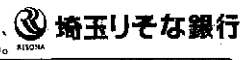
領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 駐車場代(1月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56512	05-12-25	10:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥162,207			
お取引現金内訳		ATM認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	

※領収書は、重ねて貼付しな
※領収書を貼るスペースが足
(別紙にも整理番号(枝番))

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

カキヌマタカツセイムカツ"ウツ"ムツヨ様

お受取人

ご依頼人

電話番号

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書を貼付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合)、⑥積算方法を余白に記載すること。

169

契約期間は過ぎていますが自動更新にしております

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 振込
	3. 持参
	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に

※印は実印

2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害か

整理番号	1	8	9
------	---	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年12月25日	支出額	百万 千 円 27000
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	家賃(1月分)	30,000 × 0.90 = 27,000.0
-----	---------	--------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃(1月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56512	05-12-25	10:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
		電 信	

※領収書は、重ねて貼付しない
※領収書を貼るスペースが足り
ない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を)

お振込明細またはご案内	登録番号	0002
お取引人	氏名	古キヌマタカウセイムカッタウツムツヨ様
お取引人	電話番号	
お取引人	取扱番号	250001

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○)
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板掲出料	無料	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No.				
	本数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

事務番号 425

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費
	(Note: 7 is circled in the original image)

支出年月日 5年 12月 25日	支出額 154341
---------------------	---------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途 7=事務所費(事務所賃借料) 171,490 x 90% = 154,341
 R6,1号 & 更新料
 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスで利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
33906	05-12-25	11:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥165,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お振込明細またはご案内
 三井住友銀行
 春日部支店
 普通 7128326
 カ) カスカベツツイタクキヨウトウハ様
 シラトエキヒト セイムカツトウツムツヨ様
 電話番号 048-795-7140
 取扱番号 300068

印紙税申告納付につき油和税務署承認済

お取引内容	振込	お取引日	2023-12-25	お取引時刻	13:42
お振込先	三井住友銀行	お振込金額	¥165,000	手数料	¥550*
お振込先支店	春日部支店	お振込口座	7128326	お振込手数料	¥440
お振込先口座	カ) カスカベツツイタクキヨウトウハ様	お振込口座	シラトエキヒト	お振込手数料	¥550*
お振込先名	三井住友銀行	お振込先名	春日部支店	お振込先名	カ) カスカベツツイタクキヨウトウハ様
お振込先名	春日部支店	お振込先名	普通	お振込先名	7128326
お振込先名	カ) カスカベツツイタクキヨウトウハ様	お振込先名	シラトエキヒト	お振込先名	セイムカツトウツムツヨ
お振込先名	シラトエキヒト	お振込先名	セイムカツトウツムツヨ	お振込先名	電話
お振込先名	電話	お振込先名	048-795-7140	お振込先名	300068
お振込先名	300068	お振込先名		お振込先名	

ご利用明細

請求書

登録番号：T3030001050889

白戸 幸仁 様

所在地	埼玉県春日部市中央1-59-4
名称・部屋番号	恵ビル 101
契約期間	2023年12月15日～2025年12月14日迄

上記物件の計算書

		金額	消費税	合計	備考	
礼金				円		
敷金				円		
月分	家賃			円		
	管理費			円		
	駐車場			円		
月分	家賃			円		
	管理費			円		
	駐車場			円		
仲介手数料		55,000	5,500	60,500		円
駐車場仲介手数料						円
家財保険						円
鍵交換代金						円
賃貸保証料						円
合計				60,500	円	

振込先 ミツイスミモギンコウ 三井住友銀行 カスカベ 春日部支店 フツウ 普通 0488435

カブカスカベシジュウタクキョウドウハンバイ
(株)春日部市住宅共同販売センター

振込み手数料はお客様負担となります。

12月14日 までにお振込み下さい。

春日部市粕壁5670-2
 (株)春日部市住宅共同販売センター
 代表取締役 石塚 薫
 TEL048-75
 FAX048-754

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	区画番号()		
		(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
	(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡			
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保 険 料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	本 数	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/>	名義人	XXXXXXXXXX
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■■■■■■
	住所	■■■■■■■■■■

管理業者	商号又は名称 (株) 春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	■■■■■■■■■■
		住所	■■■■■■■■■■
		極度額	金、4,000,000円
	☐家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

<p>1, 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。</p> <p>2, 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。</p> <p>3, 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。</p>
--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

天^ノ年 / 2 月 23 日

甲・貸主	氏名	●	TEL
	住所	●	
乙・借主	氏名	白土 幸仁 ●	TEL 048-795-7140
	住所	〒344-0033 春日部市備後西3丁目4番13号	
丙・連帯保証人	氏名	●	TEL ●
	住所	●	
極度額 金、4,000,000円			

		A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE	
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売センタ 石塚 薫 ●	商号又は 名称	Ⓜ
	代表者の氏名		代表者の 氏名	
	免許証番号	埼玉県 知事 (13)第6797号	免許証番 号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和4年 5月27日	免許年月	年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	●	氏	Ⓜ
	登録番号	●	登録番	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所に同じ		業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL

※Ⓜは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 147

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうぶ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 5 年 12 月 15 日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4796</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	0	4796
百万	千	円							
1	0	4796							

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>建物賃借料 (事務所 令和6年1月分 家賃料と駐車場代)</p> <p style="text-align: right;">$116,440 \times 0.9 = 104,796$</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: center;">事務所 令和6年1月分</p> <p style="text-align: right;">家賃料 110,000円</p> <p style="text-align: right;">駐車場代 6,000円</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">440円 [振込手数料]</p>	<p>別紙明細</p>																													
<p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="font-size: x-small; width: 100%;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38052</td> <td>05-12-25</td> <td>09:56</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">電信</td> </tr> </table> <p>お振込明細またはご案内</p> <p>お受取人 XXXXXXXXXX</p> <p>ご依頼人 カネコウタセイムカット ウツムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 400024</p> <p style="font-size: x-small;">印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p> <p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	取扱店	お取引日	時刻	38052	05-12-25	09:56	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			電信		
取引銀行	取引店	口座番号																												
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																												
取扱店	お取引日	時刻																												
38052	05-12-25	09:56																												
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																												
振込	¥116,000	¥440																												
お取引後の残高(円)		おつり																												

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)																														
電信																														
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>																														

事業用建物賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 金子 裕太
 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大間事務所		1-2 階		
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3 (住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種類	事務所	家屋番号	798番3		
	構造	軽量鉄骨造 / 2 階建				
	面積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ²	
		バルコニー	m ² (約 坪)	(約 坪)		
	物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX			
		(氏名)	XXXXXXXXXX			
	使用目的	事務所				
頭書(2) 賃貸借条件	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 220,000 円		
	管理費	月額 円(うち消費税 円)		礼金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
	共益費	月額 円(うち消費税 円)	権利金		(総額) 円 (うち消費税) 円	
	駐車料	月額 円(うち消費税 円)			更新料	(総額) 円 (うち消費税) 円
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)		
	雑費	月額 円(うち消費税 円)		敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後	
	保険料	総額 円(うち消費税 円)	保証金の償却		・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	
	保証料	円		契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間	
	保証金	円(3.3m ² 当たり 円)	借主の解約権		解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。	
				持参先 (住所)		
		持参先 (氏名)				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限		振込先	XXXXXXXXXX	振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円		
		口座名義人	XXXXXXXXXX 口座No. XXXXXXXXXX			
		口座引落 委託会社名				
		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーディーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号 143

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 12 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">百万</td> <td></td> <td style="font-size: 8px;">千</td> <td></td> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">円</td> </tr> </table>			5	4	0	0	0	百万		千		円		
		5	4	0	0	0											
百万		千		円													
使 途	<p style="text-align: right;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料(1.2.3月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>																

領収書等貼付欄 ① 2023年12月27日 ③ 2024年 1月2月3月分

領 収 証

あらいー徳事務所様 年 月 日

★ ¥ 60000 -

但 馬場代として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103

横山果樹園 横山 功

TEL 048-591-3947

登録番号 QR1021

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 7

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 12 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年1月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>
----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄

逢澤至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

* 69.100 - 1.100 = 68.000

↳ (自己負担分: 714円100円)

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19	05-12-27	家賃	*69,100	家賃等
20				
21				
22				
23				

支出元 5.12.27. 01 714円100円

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [Redacted] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

賃貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

賃借人 住所 [Redacted] 氏名 逢澤 圭一郎 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 続柄 [Redacted] 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 [Redacted] 勤務先電話番号 [Redacted]

	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
入居者の表示 (更新時現在)	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 []

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: 更新料 (5,000 円) and 更新事務手数料 (0 円)

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: 駐車場使用料 (5,000 円)

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 4 columns: 敷金, ①原契約終了時の残存金額 (5,000 円), ②更新時の返還金額 (0 円), ③更新時の追加交付金額 (0 円), ④更新時の合計預り金額 (5,000 円)

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。
2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

賃貸人 住所 [] 氏名 []

賃貸人 住所 [] 氏名 []

賃借人 住所 [] 氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [] 氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車
メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

株式会社オリコフォレントインシュア

株式会社タイセイ・ハウジング 川口営業所
埼玉県川口市栄町3-8 048-498-6161

整理番号 1 5 7

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	5 年 12 月 28 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 9900円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $11,000 \times 0.9 = 9,900$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所ガードシステム費</p>
支 出 先	<p style="font-size: large;">総合警備保障株式会社 埼玉西支社</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

157 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県警備保障株式会社

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きたく存じます。振替期日までにご指定の口座を御確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 12月 28日

登録番号 T3010401016070

請求書番号: 20231107005880

1 / 1

請求書作成年月日 2023年 11月 07日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



前回ご請求額 〇円 入金額 〇円 今回ご請求額 〇円 請求額合計 〇円

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2024/01月度A.L.S.O.K.カーポートシステム料 金 小川 ただし事務所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させて頂きます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

整理番号

68

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 6 年 01 月 01 日 他	支出額	百万 千 円 2 6 4 0 0 0
使 途	事務所家賃費(令和6年1月～令和6年3月の3ヶ月分)		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.8 = 264,000 円
 政務活動に使用する割合が8/10であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領 収 証

美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-
 但 令和6年1月分事務所家賃費 612
 令和6年1月1日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

[Redacted Amounts]

領 収 証

美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-
 但 令和6年2月分事務所家賃費 612
 令和6年2月1日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

[Redacted Amounts]

領 収 証

美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-
 但 令和6年3月分事務所家賃費 612
 令和6年3月1日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

[Redacted Amounts]

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所			階 号室
	所在地	(住居表示) 埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿) 三郷市采女1丁目91番地			区画番号()
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺 / (2)階建			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年	9月
	面 積	115.08㎡の一部			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) (自 宅) TEL
----------------	--------------------

(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) Zの債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	●
	住所	●		
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	⑤
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 10日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名	●	氏名	⑤
	登録番号	(●)号	登録番号	()第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社KBMプロパティ 埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 1118

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 11 月 4 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

使 途	<p>セキリティ代 (R5.12月分, R6.1月,2月分)</p>
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(20,000 \times 3\text{月分}) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	効心マサ

入出金明細

照会範囲：2024年01月04日～2024年01月04日 照会件数：2件

2024年01月27日 10時55分25秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年01月04日				■■■■■
2024年01月04日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
██████支店	普通	██████	カシマオ

入出金明細

照会範囲：2024年01月30日～2024年01月31日 照会件数：2件

2024年02月05日 14時54分20秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年01月31日				██████
2024年01月31日	20,000円		セコム	██████

全件数：2件



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマサオ

入出金明細

照会範囲：2024年02月28日～2024年03月01日 照会件数：3件

2024年03月01日 11時28分37秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年02月28日				
2024年02月29日				
2024年02月29日	20,000円		セコム	

全件数：3件

整理番号 85

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>06年 01月 05日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> 3 6 7 9 2</p>
<p>使 途</p>		<p>40880*0.9=36792</p> <p>事務所駐車場代(2台)1月、2月、3月、4月分 (来客1、職員1)</p>	

領収書等貼付欄

領収書等詳細別紙添付

JAキャッシュサービス
ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0077
取扱日	口座番号等		
06-01-05			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	14:13		
お支払可能残高			

マツサワタタシケンキ
カイキインジムシヨ
イ様

*印紙税申告済
*印紙税申告済
*印紙税申告済

JAキャッシュサービス
ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	60	0068
取扱日	口座番号等		
06-01-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	13:06		
お支払可能残高			

マツサワタタシケンキ
カイキインジムシヨ
イ様

*印紙税申告済
*印紙税申告済
*印紙税申告済

こと
ない
付す

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

85 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。



自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

13

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)
06-02-29	カード振込	*10,000	015 付加 791	
06-02-29	手数料	*220		

松澤正

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎帳簿に記入しております。ご利用明細は下記の通りでございます。
どうもありがとうございます。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金額欄・店	4864	取引金額欄・店	4864015	口座番号等	62 0052
取扱日	06-03-29	お振込み		お取引後残高	*10,000
お取引内容	お振込み	手数料	*220	お取引金額	
お引当		時刻	13:42	お支払回数残高	

マツダ・ワタタ・シケンキ
カイギ・インジ・ムシヨ
イ様

*印 総務部 申付書納
*印 総務部 事務課 藤野



駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年7月1日から 令和6年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
------------	--------------------------------------	--	--

支払期限： 毎月 日までに 当月分・ 翌月分 を支払う

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替	金融機関	XXXXXXXXXX
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込み	口座番号 口座名義 TEL:	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先:	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX
	適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

整理番号 1 3 4

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> 6年 1月 5日 2月5日, 3月5日 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: left;"> <p>¥204,600</p> <p>(68,200×3)</p> <p>(按分した場合の積算方法 $204,600 \times \frac{8}{10} = 163,680$)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 163680 </div> <p>円</p> </div> </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p>
使 途	<p>事務所家賃 (1月分~3月分)</p>
支 出 先	<p>(株)サンハウジング</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃貸借契約書

(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

明書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大島ハイツ			1階	101号室
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22				
		(住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種類	アパート	家屋番号	3520番21		
構造	木造					
面積	専有(築芯)	20.00 m ² (約 6.05 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
明書(2) 賃貸借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額 66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷金	(賃料の1ヵ月分)		
	管理費	月額 円(うち消費税 円)		(金額) 60,000 円		
	共益費	月額 2,200 円(うち消費税 200 円)	礼金	(賃料の1ヵ月分)		
	駐車料	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 66,000 円 (うち消費税) 6,000 円		
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権利金	(総額) 円 (うち消費税) 円		
	雑費	月額 円(うち消費税 円)				
	保険料	総額 19,000 円(うち消費税 円)	更新料	新賃料の1ヵ月分 (別途消費税)		
	保証料	68,200 円				
	保証金	円(3.3㎡当たり)	更新手数料	新賃料の0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				
	保証金の償却	・建物明渡し時に	%	・契約更新時毎に	%	
		(総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		(総額) 円 (うち消費税) (円)		
契約期間	令和5年06月02日 から 令和7年06月01日迄の2年0ヵ月0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)				
	持参先	(氏名)				
	振込先	口座No.	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)			
	口座名義人	68,200 円				
	口座引落 委託会社名 保証会社					
	翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月分前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。					

頭書(3) その他	付属施設	駐車場はお店の前(向かって左側)に小型車のみ1台駐車可					
	貸す 鍵 一 覧	自動ドア	No. [REDACTED] 本	自動ドア	No. [REDACTED] 本	窓	No. [REDACTED] 本
			No.		No.		No.
			No.		No.		No.
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日				ポストボックス [REDACTED]			

頭書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。
---------------	-------------------

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

	貸主・甲		借主・乙	
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1		[REDACTED]	
電話番号	048-739-1235		[REDACTED]	
氏名	[REDACTED] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博		榮寛美	
乙の連帯保証人・丙	〒 [REDACTED] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		〒 [REDACTED] (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	
保証機関	エルズサポート(株)			
(緊急時の連絡先)	〒 [REDACTED] (住所) [REDACTED] (氏名) [REDACTED] (電話番号) [REDACTED] (乙との関係) [REDACTED]			
媒介業者		媒介業者		
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第0065号	
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5	
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住宅	
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井 隆	
宅地建物取引士		宅地建物取引士		
登録番号	(埼玉) [REDACTED]	登録番号	[REDACTED]	
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]	
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	[REDACTED]	
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5	
電話	048-739-1235	電話	株式会社マルヤ住宅 TEL048-761-3737 FAX048-761-7010	

整理番号 231 -1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 5 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9720</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	5	9720
百万	千	円							
1	5	9720							
使 途	<p>事務所家賃(R6.1月~R6.3月分)</p> <p>自民党越谷支部との共同事務所のため折半</p> <p>133,100円×3か月分÷2×8/10=159,720円</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007846

浅井 明 様

2024年1月18日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル201号室 2024年1月分賃料とLT(2024年1月5日入金) 200円
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 2 3 1 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

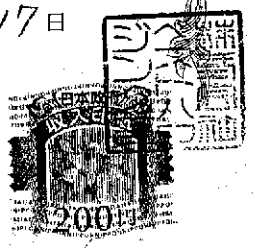
No. 007867

浅井明 様

2024年2月17日

金額 ¥133,100-

但し 森田ビル201号室 2024年2月分賃料として(2024年2月2日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

BEST HOUSING
株式会社ベストハウジング



- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 231 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収証

No. 007893

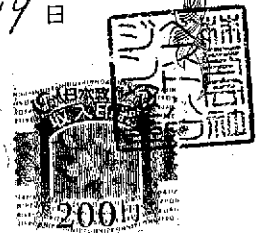
浅井明 様

2024年3月19日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル201号室 2024年3月分賃料として(2024年3月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジ

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

抜者印



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物質貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35.34 m ²

(2) 使用目的

原政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	円	
礼金	円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にもものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング 商号

代表者等 八巻 康雄 代表者等

登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 232 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 5 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	3200
百万	千	円							
	1	3200							
使 途	<p>事務所看板代(R6 1月~R6 3月分)</p> <p>5,500円×3か月×8/10=13,200円</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007848

浅井明 様

2024年1月18日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル201号室2024年1月分看板(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年1月5日入金)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング



- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号

232-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収証

No. 007868

No. _____

浅井明 様

2024年2月17日

金額

¥ 5,500-

収入
印紙

但し 森田ビル201号室 2024年2月看板(1)代として (2024年2月2日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング



- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

抜者印



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 2 3 2 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. **008049**

浅井明 様

2024年3月19日

金額 **¥ 5,500-**

収 入
印 紙

但し 森田ビル201号室 2024年3月分 看極(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年3月18日入金)

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

BEST HOUSING
株式会社ベストハウジング



- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物質貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2 階部分	35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- 看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- 更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- 消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6 氏名 浅井 明 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 8029 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング 商号

代表者等 八巻 康雄 代表者等

登録番号 [Redacted] 登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 1 1 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	6 年 1 月 5 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	5		8	4
百万	千	円													
	1	5													
	8	4													
使 途	1 ~ 2 月分ダスキン使用料 (事務所用) (按分の積算方法 1,980円 × 8/10)														

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品 領収書
 () No. 0000979259 T8030001060421 **ダスキン マルシ**
 株式会社マルシ
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目19-1
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 6年1月5日 次回は 月 日 曜日
 担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしらせ
印 紙 5万円以上 貼 付
領収書 990
領収書取額

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 1 1 6 - 2

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書
No. 0000983141
神尾 たかよし 様

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年 2月 2日 次回は 月 日 曜日

担 当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%	990 内消費税 ***	90			

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 金 額
990

前 回 未 収 額

整理番号 123 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	6 年 1 月 5 日 6年2月5日 6年3月1日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">03</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">688</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	2	03	688
百万	千	円							
2	03	688							
使 途	事務所使借料+振込手数料 (213.4月份) $67896 \times 3 = 203688$ $(75000+440) \times 0.9 = 67896$								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑦鈴木正人
 支払先 (株)コスモ

政務活動費の
 割合が9割のため

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 123 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-01-05	10:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (優) (良)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
スズキマサト セイムカツト ウツムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400033
印紙税申告納付済
付印済浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-02-05	10:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (優) (良)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
スズキマサト セイムカツト ウツムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300018
印紙税申告納付済
付印済浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
38841	06-03-01	11:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (優) (良)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人 カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007
スズキマサト セイムカツト ウツムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300033
印紙税申告納付済
付印済浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

123-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 株式会社コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家財保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	様
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時中は中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

123-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 124-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	6 年 1 月 5 日 6年2月5日 6年3月1日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">30888</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		30888	
百万	千	円							
	30888								

使 途	契約駐車場代+振込手数料 (2.3.4月)	$(11,000 + 440) \times 0.9 = 10,296$ $10,296 \times 3 = 30,888$
-----	--------------------------	--

領収書等貼付欄 ⑤ 鈴木正人 支払(有) 恵久土地	埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動費の 割合が9割のため
---------------------------------	-------------------------------------

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)


※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 124-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-01-05	10:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(破) (真)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信
 お受取人 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 川)ケイキュウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカツトウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 400031
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-02-05	10:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(破) (真)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信
 お受取人 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 川)ケイキュウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカツトウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 400044
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
38841	06-03-01	11:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(破) (真)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信
 お受取人 トウキョウツツキン
 ツキ
 当座 0200261
 川)ケイキュウト子様
 登録番号 0001
 スズキマサト セイムカツトウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 300032
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

特約条項

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富士見市水谷東2-3248-1

番号 No. [Redacted]

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 [Redacted] 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和5年5月16日より令和6年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和5年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地

取締役 市川 理恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

(24-3)

整理番号 126-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	6 年 1 月 5 日 6年2月5日, 6年3月1日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">287</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">10</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		287	10
百万	千	円							
	287	10							

使途	廃棄物処理代、浄化槽清掃代 5,500×3=16,500 (12、1、2月分) (16,500+15,400)×0.9=28,710
----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動費の 割合が9割のため ⑤鈴木正人 支払先 大村商事(株)
---------	---

別紙明細

[振込手数料]

※領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 126-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-01-05	10:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
角 千 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ" (カ様
登録番号 0002
ス"キマサト セイムカツト ウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 050006

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-02-05	10:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥20,900	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
角 千 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ" (カ様
登録番号 0002
ス"キマサト セイムカツト ウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 050005

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38841	06-03-01	11:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
角 千 円		円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ" (カ様
登録番号 0002
ス"キマサト セイムカツト ウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 010002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(26-3)

NO 1866

請求書

〒353-0002

610011

志木市中宗岡1-1-2

Page. 1 / 1

鈴木正人事務所

様

令和

6年 1月 19日

353-0003

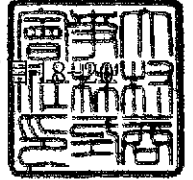
埼玉県志木市下宗岡2丁目8-20

大村商事株式会社

TEL 048-472-0328

048-456-0020

登録番号: T1030001045239



月	日締切	請求明細 1 枚					担当・記事
---	-----	----------	--	--	--	--	-------

前月繰越	請求後入金額	請求繰越金額	今回税抜請求額	消費税(税率10%)	今回請求額	今回請求総額
			14,000	1,400	15,400	15,400

年月日	品名	数量	単価	金額
2024/01/09	浄化槽清掃	m3		14,000

上記のとおり御請求申し上げます。

お振込み金融機関名

武蔵野銀行 志木支店

当座 2000597

埼玉りそな銀行 志木支店 普通 0619492

126-4

出力日 : 2024/01/09 10:28

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

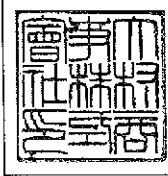
TEL : 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20



TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号 : T1030001045239

請求書発行日 : 2024年1月4日(木)

請求書番号 : 000013158

締日 : 2023年12月31日(日)

支払期限 :

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 :

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(株)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(株)
備考	支払期日:翌月末日 繰越金額につきましては最終営業日の15時までに確認したものとっております。 それ以降反映されておりませんので何卒ご了承いただけますようお願い申し上げます。

126-5

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/01/09 10:28

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2023/12/31	廃棄物処理代12月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED]鈴木正人事務所					
			--				--
2023/12/31	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED]鈴木正人事務所					
			--				--

※商品コードは16桁まで表示されます。

126-6

出力日：2024/02/09 13:58

請求書



請求先 (発行先コード: [REDACTED])

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

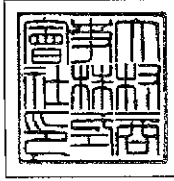
TEL: 048-476-7525

鈴木正入事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20



TEL: 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号: T1030001045239

請求書発行日: 2024年2月3日(土)

請求書番号: 000014856

締日: 2024年1月31日(水)

支払期限:

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名:

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 大村商事株式会社
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 大村商事株式会社
備考	支払期日:翌月末日

126-7

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/02/09 13:58

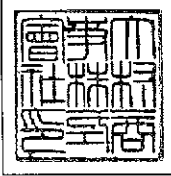
明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/01/31	廃棄物処理代1月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		鈴木正人事務所					
			--				--
2024/01/31	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		鈴木正人事務所					
			--				--

C26-8

出力日：2024/03/04 09:47

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL: 048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL: 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号: T1030001045239	請求書発行日 2024年3月2日(土)
		請求書番号 00017166
		締日 2024年2月29日(木)
		支払期限

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名:

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材453092(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材453092(カ)
備考	支払期日:翌月末日

126-9

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/03/04 09:47

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/02/29	廃棄物処理代2月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
			--				--
2024/02/29	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
			--				--

※商品コードは16桁まで表示されます。

整理番号 161

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">6年1月8日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 0 千 3 円 32</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---	-------------------------

使 途

ダスキンレンタルTV(1月~3月分) $2377 \times \frac{1}{2} = 1,189$

$1507 \times \frac{1}{2} = 754$

$2377 \times \frac{1}{2} = 1,189$

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま XXXXXXXXXX
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領 収 書

株式会社ダスキンサーグ北関東
 ダスキン宮原支店

登録番号:T6070001004716 〒331-0812 さいたま市北区宮原1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 発行日 2024年11月8日

商品名	仕	単	前	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	備
品名	数	価	回	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品	品	備
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693							
ハンディモップF	H-F	3W	1	1	870	1	1	870							
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814							

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率
	訂正後	訂正後	訂正後	訂正後	
	2,161	216	2,377	2,377	10%

確認サイン

担当者名

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

508

※領収書等には、①年月日、②金額、③便箋(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 161-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名
小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書
株式会社ダスキンサービス 北関東
ダスキン宮原支店
登録番号:T6070001004715
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目6-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
No.100339560400

発行日 2024年 1月 15日 次回訪問日 2024年 2月 15日 担当店コード XXXXXXXXXX

商品・サービス内容	数量	前回残	単価	納品回収	金額	納品回収	金額	備考
ベシックマットS・G	BSG 4W	1	1	693	1	1	693	
ニューダスキン小モップ	N-SAC 4W	1	1	814	1	1	814	

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	1,370	137	1,507	1,507	10%

確認サイン XXXXXXXXXX
担当者名 XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

594

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名
小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書
株式会社ダスキンサービス 北関東
ダスキン宮原支店
登録番号:T6070001004715
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目6-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
No.100341071100

発行日 2024年 1月 14日 次回訪問日 2024年 2月 14日 担当店コード XXXXXXXXXX

商品・サービス内容	数量	前回残	単価	納品回収	金額	納品回収	金額	備考
ベシックマットS・G	BSG 4W	1	1	693	1	1	693	
ハンディモップF	H-F 8W	1	1	870	1	1	870	
ニューダスキン小モップ	N-SAC 4W	1	1	814	1	1	814	

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	2,161	216	2,377	2,377	10%

確認サイン XXXXXXXXXX
担当者名 XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

536

整理番号 **0150**

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06 年 03 月 08 日	支出額	百万 千 円 [] [] 3 7 8 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所駐車場代
----	---------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
 按分率42,000 × 90% = 37,800円

領 収 証

R 6年 3月 8日

新井の事務所殿

¥ 42,000

但し R5.4.1 ~ R6.3.31 駐車場
 として
 上記金額正に領収致しました

中町会会計



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 181


ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 1 月 9 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">150</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	150
百万	千	円							
	2	150							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃借契約保障料(令和6年度分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">13,500 × 0.9 = 12,150</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>※領収書は、 ※領収書を貼 (別紙にも裏)</p>	<p style="text-align: center;">受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="text-align: center;">13,500円</td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>日本セーフティー株式会社</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td>31227150503226001</td> </tr> <tr> <td>払込人</td> <td>小川 直志 様</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記の金額を受領しました。 金額訂正された払込票はコンビニエンスストア等ではお取扱いできません。 この受領証はお支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>収入印紙貼付欄 (CVS等専用)</p> </div>	金額	13,500円	受取人	日本セーフティー株式会社	請求番号	31227150503226001	払込人	小川 直志 様	<p style="text-align: center;">玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: right;">〔振込手数料〕</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">別紙を使用すること。</p> <p style="font-size: small;">※何に支出されたか分かるような記 白に補記すること。)</p>
金額	13,500円									
受取人	日本セーフティー株式会社									
請求番号	31227150503226001									
払込人	小川 直志 様									

※領収書等には、①年月日、②金額、
③発行者、④宛名が記載されてい
※按分した場合は、積算方法を余白に

整理番号 183

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 01 月 11 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> </tr> </table>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">$2552 \times 0.8 = 2042$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼領収書

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大岡2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613
 T6030002082557

納品日 06年01月11日 次回訪問日 03月07日 C木 00999 8W
 取引 (現金)

商 品 名	契約前回数	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
			数量	金額	納品数	金額	
*WHIH 吸塵・吸水マット(グレー)スリム	2	1276	2	2552			
<p style="text-align: right;">10%合計 2,552 内消費税 (232)</p>							

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001085919

受領サイン

発行者名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

0102

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">06</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">01</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</div>日 </div>	支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> </div> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
使途	政務活動事務所家賃2月分		

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

$$150000 \times 0.9 = 135000$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了 0102-2

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2024/01/12
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	██████ 支店
預金種目	普通
口座番号	██████████
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

Copyright - SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0102-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	--------------------------	---

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市の場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市の場新町
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号 101

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 14 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">11</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		11	200
百万	千	円							
	11	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>自身身代り(12月分-1台目)(12月分-2台目)(乗客用)</p> <p style="text-align: right;">$14000 \times 0.8 = 11200$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

< **入出金明細** X

詳細	
取引日	2024/01/14
入出金	-14,000 円
残高	<div style="background-color: black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 円
内容	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; display: inline-block;"></div>

※ 名：モリ イクマ 振込予定日：2024年01月14日 管理番号：20240114-36189456

[手数料]

ること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	票号	●●●●
車種及びナンバー	●●●●		
賃料	1ヶ月 金 1,000 円也		

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承認の上契約を締結する。
- 第1条 賃借契約は、●●●●年10月10日(●●●●)5年10月10日迄1ヶ月とする。貸し期間満了の場、必要あれば当業者台議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 草は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをせしめたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に捺印して各1通を所持する。

●●●●年10月10日

貸主(甲) 住所 氏名 ●●●●
借主(乙) 住所 氏名 ●●●● 林伸太郎
TEL 044-708-2075

駐車場賃借借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	原	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

第1条 貸主(甲)と借主(乙)は、記条項を双方承諾の上、
 5月25日迄1ヶ年とする。貸し期間満了の場合、
 者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して
 支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有
 無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
 除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き
 他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
 の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めたる管理規則に違反した場合、
 甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に保ち、消防法その他の法令等により
 危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その
 他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
 害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
 わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべ
 き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
 損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い
 通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
 て各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 姓
 借主(乙) 住 氏 所 名 姓
 森伊久磨
 04R-708-201

整理番号

144

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 6年 1月 15日 </div> <p style="text-align: center;">他</p>	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">039</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	039
百万	千	円							
	1	039							
使途	備品(レンタルマット) 385 × 3 × 0.9 = 1,039.5 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため								

領収書等貼付欄

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

144 - 2

領収書

2024年01月15日 12:30
No.2274432

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20240115
順番: 011-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35

税込金額: ¥385

備考:

*お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください。

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2024年02月13日 12:34
No.2280203

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20240213
順番: 011-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35

税込金額: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください。

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2024年03月11日 12:23
No.2285346

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]
住所:
北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20240311
順番: 011-00
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350

¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35

税込金額: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください。

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号					
		1	5	3	

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>□□6年 □□1月 □□15日</p> <p style="text-align: right;"><small>他</small></p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>□□190188</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(2月~4月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$211,320 \times 0.9 = 190,188$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	--	---

領収書等貼付欄

- ① 令和6年1月15日
- 令和6年2月19日
- 令和6年3月11日

③ 事務所家賃(2月~4月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 5 3 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-01-15	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N105	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-01-15		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-02-19	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N052	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-02-19		
タケウチ マサフミ		

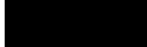
ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-03-11	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N032	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-03-11		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
—— ゆうちょ銀行 ——

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 

整理番号 0105

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 01 月 15 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">10689</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		7	10689
百万	千	円							
	7	10689							
使 途	<p>06年02月13日 政務活動事務所</p> <p>06年03月22日 玄関マット及び清掃用紙代</p>								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため

$$11877 \times 0.9 = 10689.3$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

0105-2

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市道巻町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054688

納品日 06年 01月 15日 次回訪問日 02月 12日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商品名	契約数	前回残	単価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシング3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシング3シャシG		1		0	0				
BLALA-G おそうじペーシング377G		1		0	0				
BSC3CL ペーシング3用クリナー				0	0				
10%合計				3,959	内消費税		(359)		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市道巻町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054688

納品日 06年 02月 13日 次回訪問日 03月 11日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商品名	契約数	前回残	単価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシング3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシング3シャシG		1		0	0				
BLALA-G おそうじペーシング377G		1		0	0				
BSC3CL ペーシング3用クリナー				0	0				
10%合計				3,959	内消費税		(359)		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市道巻町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054688

納品日 06年 03月 22日 次回訪問日 04月 08日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商品名	契約数	前回残	単価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正
				数量	金額		納品数	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969				
BSC3G おそうじペーシング3 グレー	1		1990	1	1990				
BSSS-G おそうじペーシング3シャシG		1		0	0				
BLALA-G おそうじペーシング377G		1		0	0				
BSC3CL ペーシング3用クリナー				0	0				
10%合計				3,959	内消費税		(359)		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

DUSKIN



うめざわ佳一

普通預金 (兼お借入明細)

3

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

振込元	振込日	振込金額	振込元	振込日	振込金額

振込元	振込日	振込金額	振込元	振込日	振込金額

振込元	振込日	振込金額	振込元	振込日	振込金額

D 6- 1-16	ATM振込	225,000			
-----------	-------	---------	--	--	--

- 証券類をご入金の際は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記憶いたします。

3

建物賃借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。


第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲) XXXXXXXXXX 

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 

整理番号 143

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 17 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">43</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">56</td> </tr> </table>	百万	千	円		43	56
百万	千	円							
	43	56							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>12月分事業費ニ代理代</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"> $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>
-----	--------------------	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
57248	06-01-17	15:26
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		J-C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

桑澤 至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 (振込手数料)

お受取人	カメラリツキツ ミサト 普通 0178856 1) ネモトセイツウ様 登録番号 0002 アイサ リツライチロウ セイムカツト リツウ 様
ご依頼人	電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 600002

ないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

143 - 乙

お客様コードNo. [Redacted]

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

(発行日 6 年 1 月 5日)

No.

有限会社 根本清掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

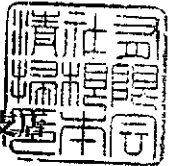
TEL : 048-955-2466

FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号 : T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5 年 12 月 31 日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
[Redacted]	[Redacted]	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
51230	370	ゴミ処理代基本料12月分 《逢澤 圭一郎 事務所 様》	1	台	4,000	4,000
					<御買上額: [御入金額:]	4,000 4,400
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額:	4,000)			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			400
		10% 分 (4,000)			400
		【御入金額合計】				4,400
		総御買上額 (税抜)				4,000
		直引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2024 年 1 月 17 日

NO.

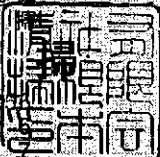
¥ 4,400 -

但し12月分事業費の回収に上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-(10%)
現金
小切手

屎尿浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
屎尿浄化槽清
有限会社 根本清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
TEL (048) 955-2466
FAX (048) 956-6197



収 入
印 紙



T9030002049553

整理番号 0051

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年1月17日他	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1485</td> </tr> </table>	百万	千	円			1485
百万	千	円							
		1485							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(1月～3月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $990 \times 3ヶ月 \times 0.5 = 1,485$)
-----	--

領収書等貼付欄

自民党県議団

③ 使途
事務所清掃用

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0 0 5 1 1

領収書貼付欄

ダスキンフランチャイズセンター加盟

お客さま名 1014056-001
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
(1332743)

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 1月 17日 次回訪問日 2024年 2月 14日 取引 現金 No. 100200989800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正				
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	残高	
フロアモップ F	FM-DF	4W	990	1	1	990					

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額			
	900	90	990	990	10%		

ダスキンフランチャイズセンター加盟

お客さま名 1014056-001
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
(1332743)

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 2月 14日 次回訪問日 2024年 3月 13日 取引 現金 No. 100201743600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	残高
フロアモップ F	FM-DF	4W	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額			
	900	90	990	990	10%		

ダスキンフランチャイズセンター加盟

お客さま名 1014056-001
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
(1332743)

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 3月 13日 次回訪問日 2024年 4月 10日 取引 現金 No. 100202678500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	残高
フロアモップ F	FM-DF	4W	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額			
	900	90	990	990	10%		

ダスキンフランチャイズセンター加盟